

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	令和6年3月7日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	志治市義	委員	加藤裕子
	委員	富田さとみ	委員	伊藤俊一
	委員	水野智見		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	加藤正人
	上下水道長	伊藤和光	水道課長	寺本章人
	下水道課長	北條寿文		
	消防長	高塚克己	消防本部 予防課長	山田悌司
	消防本部長 総務課長	三谷克利		
職務のため出席した者	議長	水野智見	議事 事務局 会長	萩野み代
	書記	荒木慎介	主任	大竹孝平
付託事件	議案第9号 蟹江町手数料条例の一部改正について 議案第14号 蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 議案第15号 蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 議案第16号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について 議案第17号 蟹江町水道事業給水条例の一部改正について 議案第18号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

それでは、皆さん、こんにちは。

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第9号に関する補足資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は6件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

改めて、皆さん、こんにちは。そして、ご苦労さんでございます。

防災建設常任委員会開催の前に一言だけご挨拶申し上げたいと思います。

今日一日、本当に暖かい日が続いておりますが、1月1日に発災をいたしました能登半島地震、まだまだ輪島のほうは大変な状況が続いているということで、うちのほうといたしましても、消防隊は愛知県の主体で行きました。

今は、実は帰っては来ましたが、罹災証明のお手伝いということで、職員が先週まで行っておりました。また来週、1人行くことになっておりますが、志賀町というふうに聞いております。

穴水・志賀町はまだまだいいんですが、能登・輪島の先端のほうに行きますと、まだまだ大変つらい状況があるようであります。下水道、上水道の改修も今、急ピッチに行われている情報は聞きました。

我々は、できる範囲のことでしっかりと応援をさせていただきたいなど。

ただ、千葉県沖では、群発地震が、ちょっと今静かになったようでありますけれども、数日続いておったということで、不穏な状況がやはり日本各地であるようであります。

この東海地方も決して安穏としている状態ではない。これを言いますと、ただ恐ろしがるだけではなくて、やはりしっかりと防災の備え、そして気持ちの中でもしっかりとそれを備えていく必要があるのではないのかなと、こんなことを思っております。

さて、今日の委員会には、6件の付託案件でございます。いずれも本当に重要な案件でございます。慎重審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、よろしくお願いします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第に記載されておりますように、最初に上下水道部に関する案件、議案第14号から議案第17号の審査を行い、次に消防本部に関する案件、議案第9号及び議案第18号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

それでは、議案第14号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○下水道課長 北條寿文君

特にございません。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 佐藤 茂君

それじゃ、排水の面積が取りあえず増えていると。これ面積が増えているわけですね。あれ、減っているのか、減っとるんか……

(増えているの声あり)

増えているだろう、増えている、よかった。排水人口が逆にこれ何か減っているような感じなんですけれども、これどういう意味だろうと思ってね。

○下水道課長 北條寿文君

お答え申し上げます。

まず、面積につきましては、今回、富吉南の区画整理事業、こちらの計画ということで都市計画の変更がございます。それに伴いまして、下水道の都市計画のほうも変更したことによって、対象エリアの部分のヘクタールを増やしたということがまず一つ。

今の対しまして、排水人口ですが、これは下水道の全体計画が令和12年度までということで、今、策定しておりますけれども、そちらのほうの人口が、まずほかの総合計画とも一

緒なんです、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研ですね、社人研が出している将来人口推計値というのがございます。令和12年度における推計値が実は3万5,506人という数字が出ております。ですから、その将来人口をベースに、今、下水道につきましては、蟹江町全域が全体計画の中に入っておりますが、そのうちのコミュ・プラでさせていただいている汚水処理をしているところ、あとは豊台と東水明台で汚水処理事業として行っている、ここがいわゆる区域外ということになってきますので、そこが427人でございます。

ですから、社人研が出している人口推計値から区域外の人口を引かせていただいた数字が今回の3万5,080人ということで、結果として人口推計値が減っているのです、それに伴って減少するということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員 佐藤 茂君

ありがとうございました。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

(発言する者なし)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○水道課長 寺本章人君

ございません。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号「蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第16号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○水道課長 寺本章人君

ございません。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 佐藤 茂君

まずは、旧は、厚生労働大臣の登録を受けた者がってことなんですけれども、これ国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けると。今まで厚生労働大臣のほうの登録を受けた方はバツになるのか。バツになって、また新しくこちらのほうで講習を受けないかんのか、ちょっとそこら辺ところをお聞きしたいんですけれども。

○水道課長 寺本章人君

お答えいたします。

こちらの法令のほうは、所管大臣のほうの変更になりますので、旧の法律ということは、以前のものはそのまま引き継がれる形になります。

(それなら変わらないということか、名目はの声あり)

はい、令和6年4月1日から所管大臣が変わるというところでございますので、よろしくお願いします。

(よく分からないけれども、そういうことね、分かりましたの声あり)

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

○委員 水野智見君

この水道事業布設工事監督者ですけれども、布設工事監督者というのは、町の職員でもこの資格を持っている職員はいるんですか。

○水道課長 寺本章人君

町の職員のほうで資格を有している者ございます。

○委員 水野智見君

その取得者は、試験で取った人か、または実務経験で取った人か。

○水道課長 寺本章人君

こちらの定めにございます実務経験年数で取得された方でございます。

○委員 水野智見君

これにちょっと付随というか関係しているかもしれないですけども、1級土木施工管理技士というのもあると思うんですけども、そういう人も今、町内、水道は関係ないかもしれないけれども、役場職員で持っている人はいるんですかね。分からなければ、分からないでいいです。

○水道課長 寺本章人君

お答えさせていただきます。

町の職員で資格を有するものはございません。

○委員 水野智見君

今までお聞きしたことに全体で関係してくることなんですけれども、そうすると、町の職員になるときに、その辺の資格を持った人がなっているというのは、今まで知っている限りではないということですか。実務経験で、大学のそういうところ、土木関係の学校を出て、実務何年ってあれば申請してもらえるということですよ、資格を。みんなそういう形ですかね。事前に持っている人はいない、持っていて役場に入ってくるって人はいないですか。

○水道課長 寺本章人君

今のところ、今までの職員のところは、全て実務経験を有して、この資格を有した職員でございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員 水野智見君

これ、以前なんですけれども、随分前なんですけれども、高校のときに、測量士補という資格を取って、土木のほうに入ってきていた職員がいるということを聞いていて、その方、大学は出たかどうかちょっと分からないんですけども、やはりちょっとそういうところで勉強していた人だもんだから、いろんなことが、もちろん大学出ていればそこで勉強してみえるんですけども、やはり資格を持ってやっていた人のほうが割と知っている人がいたもんだから、蟹江町の役場に土木の関係でそういう人がいないかもしれないけれども、今後そういう方の、資格を取得している人を採用するということとは考えてはみえるかどうかは、町長、副町長かもしれないですけども。

○副町長 加藤正人君

採用のときに、もちろん職種としては絞ってそれぞれで職種ごとに採用しますが、その中で特に専門的な資格を条件にしている職種というのは、もちろん保健師とかそういった部分はありますけれども、現時点の採用の中で、土木関係について資格を前提にして採っているということはないと承知をしています。

ただ、実際にそういう資格を持っている場合に、それはやはり採用のときに一つの要素にはなってくると思いますけれども、ただ、それは別に就職してからでも取れるものであれば、その辺も踏まえて判断していくということになると思います。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

○委員 志治市義君

ちょっと細かなことでお尋ねなんですけれども、令和6年3月31日までは厚生労働大臣の登録、4月1日からは国土交通大臣及び環境大臣、及びということは両方ということですが、4月1日からは、この2人の登録を受けた者が有すると、3月31日まで厚生労働大臣の登録を受けた者が有すると。ということは、4月1日以降は、この厚生労働大臣の登録を受けた者もオーケーということでよろしいでしょうか。

○水道課長 寺本章人君

こちらのほう、先ほどもお話をさせていただいたんですけれども、所管省庁の大臣のほう、令和6年3月31日まで厚生労働大臣、4月1日から国土交通大臣と環境大臣という形になりますので、3月31日までの登録の者がそのまま引き継がれますので、3月31日までのものにつきましては、厚生労働大臣の登録を受けた者、そのまま引き継がれる形になりまして、4月からは、新たにこの登録を受けようとする際には、国土交通大臣及び環境大臣ということで、ご承知おきをいただきたいと思います。お願いします。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

(発言する者なし)

他にないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第17号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○水道課長 寺本章人君

ございません。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

○委員 水野智見君

ちょっと確認なんですけれども、この給水条例の中での第5条中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるって書いてあるんですけれども、その前のやつのあれは、厚生労働大臣が国交大臣と環境大臣になっているんですけれども、これ、環境省令は関係ないんですか、ちなみに。

○水道課長 寺本章人君

こちらのほうにつきましては、この今回の、この生活基準、先ほどのあったものですが、建築に関する部分につきましては、厚生労働大臣から国土交通大臣のほうに変わっております。その関係で、こちらの給水装置の設置に関する部分、軽微な変更の部分は、国土交通省令のほうに変わるものですので、ご承知おきをいただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○上下水道部長 伊藤和光君

補足説明でございます。

今回、所管替えの内容でございます。

今まで水道の業務というのは、全て厚生労働大臣が所管してございました。そこに合わせて、いろんな条例、省令、いろんなものが厚生大臣の下に発せられてございます。

それがこの4月から、国土交通大臣と環境大臣、こちらのほうに変わるということで、その中の今まで管理されていた厚生労働大臣の中の水質業務、こちらのほうが環境大臣のほうの所轄に変わるところで、環境大臣そのものが変わるわけじゃなくて、水道の業務の中の水質の部分、この辺の部分が環境大臣のほうに所管が移管がされるということになります。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

(委員長、質疑するため、一旦議事進行を副委員長に預ける)

○委員長 吉田正昭君

ちょっと俺、聞いてみよう。

8ページの第6条の第1号、第2号の新設というふうに条例に載っていますけれども、これ具体的にちょっと事例を挙げて、例えばアパートとか戸建てとかマンションとか、どういうふうかなと思ひまして、お願いします。

○水道課長 寺本章人君

すみません、お答えをさせていただきます。

まず、こちら8ページにあります第6条の2項の新設とあるんですけれども、こちらのほうは、後ろのほうにあります別表のほうを、今回、表のほうも整理をさせていただきましたので、まず条文のほうに、新たに移動させたものというものでございます。

内容としては、まず、集合住宅ですので、マンション、アパートでございます。マンション、アパートで、この第1号の新設というものは、マンション、アパートの戸建て1戸、1つのお部屋、お部屋というのは1つの区画されたところに、蛇口、給水栓を有するものについては、1万8,000円の有するものと、それから給水栓、蛇口の有さない、いわゆる倉庫のようなもののところが第2号に設定されているものでございます。

こちらのところをすることによって、本来でありますと、1つの建物に基本料金部分がかかるのですが、こちら第1号、第2号によって給水栓を有するものもしくは給水栓を有せないもので、部屋数を上げた分だけ、基本料金の件数分、部屋数分が増える形になります。

平たく言うと、例えば40戸あるアパート、マンションの場合ですと、40戸分の基本料金というところ、基本料の計算になるという形になるんですけれども。

○委員長 吉田正昭君

例えば、今の話、40戸のマンションですと、大きな親メーターでやるのか、個別のメーターでやるのか、40戸というのはあれだけれども、例えばアパートで1棟で8戸のアパートがあるとしますよね、1棟で入居者が8室ということですよ。そうすると、例えば20ミリで引くと16万掛ける8ですよ。要は、水道の申込金というか、加入金。ですよ。それで、この1万8,000円と、それから7,000円は、例えば今言ったアパート1棟で8室あると、プラスこの1万8,000円と7,000円は、例えばどのように関わり合いになってくるのかと疑問に思ったもので、この意味がちょっと理解できなかったもので、もう少し詳しく聞こうかなと思ったんです。

○上下水道部長 伊藤和光君

ちょっと補足説明させていただきます。

今回のこの集合住宅というものは、親メーターですね、大きなメーターを1個設置して、中に戸建ての、先ほど言われた20室あるとしますと、それを20室を世帯割ということで、通常、水道料金は20立方までは基本料金でございます。それをじゃ20室あるとすると、20掛ける20の400立方までは、基本料金という形を取るものでございます。

それで、今回この1万8,000円というのは、加入金、親メーターが25ミリだと仮定しますと、25ミリの加入金プラス、1万8,000円掛ける20室、こちらのほうの加入金を頂ければ、その計算を、世帯割りをさせていただくというものでございます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

要は、親メーターのマンション等に関する条例ということだね。

先ほど言ったように、一戸一戸のメーターをつけるやつとは違うということで、それで1万8,000円は分かったんですけども、この7,000円というのはどういう例になるのですか。

○水道課長 寺本章人君

7,000円の例というのは、こちらは、先ほどお話をした給水栓、蛇口のない室という形なので、倉庫のようなものとか、会議室でもいわゆる水栓のないお部屋というところでございますので、そちらのほうご理解のほういただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

1棟の敷地の中に、例えば、浄化槽のところだったら浄化槽を掃除したりとか、水打ちするやつの水道代、水道のという関係の解釈でいいわけだね、そうすると。

○水道課長 寺本章人君

すみません、すぐお答えできずに申し訳ありません。

そういうわけではなくて、倉庫のところの一室という、水打ちをするためですと水栓来てしまいますので、給水栓を有するお部屋になりますので1万8,000円ですね。

ですので、今あるマンションなんかがそのようなケースのものがあるかどうかというのは、ちょっとあれなんですけれども、倉庫の形態をした一つに区切られた一室とか、あと会議室等で給水栓のないようなお部屋、もしくはあと管理人室、建物を管理するお部屋で給水栓を有しないようなケースといったもので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長 吉田正昭君

ごめんね。給水栓を有しない部屋ってあるのですか。蛇口がないということですか。

○上下水道部長 伊藤和光君

すみません、これまれなケースで、もう今の状態ではほとんどございません。昔、そういったものがあって、それを世帯割にするというのが昔はあったみたいで、今回ちょっとなくそうかなと思ったんですけども、そういったものもあるかもしれませんので、倉庫として扱っているものは一室として、世帯割がしたいという旨があれば7,000円を頂くということでございます。

先ほどお話にあった散水栓ですけども、散水栓にメーターをつける場合は、これ一室という扱いをさせていただいて、それを世帯割をする形で、今、運営してございます。

○委員長 吉田正昭君

まれなケースだったらなしでいいんじゃないのか。この1万8,000円は、分かりました。7,000円って何って、余分な条例は、新設でしょう、これ、新たにつくるということですよ、新設ということは。

○上下水道部長 伊藤和光君

今回、条文のほうに新設であって、別表のほうには、今までどおり記載されてございますんで、取り扱いが変わったわけではございません。今まで、別表のほうに、集合住宅の届けを同じような別表が文言で入ってございますんで、こちらのほうの変更はさせていただきます。同じ、今までどおりの運用をさせていただいてございます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

ごめんね、何か私は、7,000円は原則して廃止するが、やむを得ない場合に限り協議上実施するというのは線が引いてあるんだけど、こっちのほうが何かないんだよね。だから、これが新設でしょう。

○上下水道部長 伊藤和光君

先ほどの原則として廃止するというのはもらい水ということでございます。昔は、そうやってお隣からもらっていたりとか、そういったもらい水があるという事例がございましたんで、これ、そういった文面がございます。今は、もうそんなことは許可してございませんので、今回、この表の整理をさせていただきました。

表の整理をさせていただいた中で、今回は、この一般家庭の段階的に20ミリから100ミリの加入分担金を全体として整理をさせていただいて、あっさりとした形で今回、表の整理をさせていただきました。

その関係で、その中で超過のほうに書いてある集合住宅とか、ボックスの配付とか、そういったものは見直しをさせていただいて、集合住宅につきましては、改めて条文のほうに入れ直そうということで、新規で追加をしたものでございます。運用上は何も変わってございませんので、今までどおりの運用となります。

以上でございます。

(副委員長、議事進行を委員長に返す)

○委員 富田さとみ君

よろしくお願いします。お尋ねいたします。

これは、新しく建てる時、新築だとか、そういったときに活用されるということでよろしかったでしょうか。

○水道課長 寺本章人君

お答えさせていただきます。

こちらのほう、改正後は新しいもので適用されるんですけれども、先ほど部長のほうもお話があったんですが、表の整理、それから条文の位置が変わったものでして、取扱いが特段変わるものではございませんので、ご承知おきをいただきたいと思います。

○委員 富田さとみ君

もう一つなんですけれども、例えば新しいものに取り替えたりするときには適用されないんですね。

○水道課長 寺本章人君

新しいものに取り替えるというのは、増径をされるという……

○委員 富田さとみ君

そうですね、ちょっと内輪の話なんですけれども、給水の管がありますね、そちらのほうを取り替えるんですけれども、そういった場合には大丈夫なんですか。

○水道課長 寺本章人君

そちらのメーターのほうの口径が今まで、例えば13ミリだったものが20ミリに増径される場合については、こちらのほうは、備考にあるように加入分担金の差額分を頂く形になります。

ですので、こちらのメーターの口径が変わらないものについては、もう既に加入分担金を頂いているものにつきましてはそのままでございます。

○委員 富田さとみ君

分かりました。ありがとうございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(発言する者なし)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、水道の条例関係が終わりましたので、理事者の入れ替えをいたします。

暫時休憩とします。

(午後2時07分)

○委員長 吉田正昭君

それでは、暫時休憩を解きます。

(午後2時08分)

○委員長 吉田正昭君

次に、議案第9号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 高塚克己君

それでは、補足説明は特にございませんが、今回の改正に該当する屋外タンクの写真と構造図、補足資料といたしましてタブレットに配信をさせていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はありますか。

○委員 水野智見君

資料で、蟹江町には該当しないのかなと思ったんですけれども、ちょっとちなみにお聞きするんですけれども、ボイラーを持っている仕事をやってみえる方があるんですけれども、ああいう、通常、町内でボイラーでやってみえるところのようなやつに関しては、こういう感じの手数料が幾らかかり、今回には該当ないんですけれども、何かそういうものあるんですか、ちなみに、お聞きするだけですけれども。

○消防本部予防課長 山田悌司君

先ほどの水野議員の質問にお答えさせていただきます。

町内の屋外タンクで最大のものが10キロリットルとなっております。非常に小さいものですが、今回の特定屋外タンク、こちらのほうに該当するものではなく、少額なものとなっております。

すみません、先ほどの規模の屋外タンク貯蔵槽についての許可は、2万円になります。

以上でございます。

○委員 水野智見君

ちなみに、今の10キロリットルぐらいのやつに関しては、今回は改正はされていないということですか。

○消防本部予防課長 山田悌司君

そのとおりでございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありますか。

(発言する者なし)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第18号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 高塚克己君

ございません。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

ありませんか。

一ついいかな。

(委員長、質疑するため議事進行を副委員長に預ける)

○委員長 吉田正昭君

これ、消防団員等ということが公務災害ということで出ていますので、今の消防団の消防団員の団員の補足、補充というか、欠員があるとかないとか、最近聞くところによると、人員を、団員を募集するのが大変だとか、いろいろ聞いているんですが、今の消防団員の補充率というか、どんなもんですかね。

○消防総務課長 三谷克利君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、消防団員数、条例定数は197名でございまして、一人も欠員はいない状態にして、委員長のおっしゃるとおり、各分団、人集めに大変苦勞をしているということは聞いてございますけれども、今のところ、補充等の条例定数を割るといったことはございません。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

○副委員長 佐藤 茂君

返します。

(副委員長、議事進行を委員長に返す)

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(発言する者なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後2時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長

吉 田 正 昭

蟹江町議会防災建設常任委員会副委員長

佐 藤 茂